

書面で監督職員に提出しなければならない。

4. 請負者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。
5. 請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
6. 請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において請負者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
7. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
8. 請負者は、設計図書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
9. 公衆の交通が自由かつ安全な通行に支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。
請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
10. 請負者は、工事の性質上水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。
11. 請負者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1 - 1 - 1 車両の一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t)、1.8 m 以上の場合は 20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

12. ダンプトラックの過積載による違法運行の防止等については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 請負者は、さし柵を装着し、あるいは物品積載装置を不正に改造して過積載による違法運行を行う車両を、工事現場に立ち入らせないようにするものとする。

第1章 総 則

(2) 請負者は、ダンプトラックを使用する工事施工に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するよう配慮するものとする。

(3) 請負者は、下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

1-1-27 施工時期及び施工時間の変更

1. 請負者は、設計図書に施工時期及び施行時間が定められている場合で、変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

2. 請負者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

1-1-28 施工管理

1. 請負者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施設機械工事等施工管理基準(平成23年3月2日付け農村第2032号)により施工管理を行わなければならない。

2. 請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。

3. 請負者は、施設機械工事等施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督職員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、施設機械工事等施工管理基準により施工管理に定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

4. 請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について監督職員に提出しなければならない。

1-1-29 工事の着手

請負者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に着手しなければならない。

1-1-30 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

1. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、この書面は第1編第1章1-9-3建設副産物6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。

(1) 再資源化等が完了した年月日。

(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地。

(3) 再資源化等に要した費用。

1-1-31 主任技術者等の資格

施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者を必要とする場合には、次の各

号のうち、設計図書で定める者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事では一級の土木施工管理又は、一級の建築施工管理、また、電気設備工事では一級の電気工事施工管理に合格した者。
- (2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事では一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る）又は、一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る）また、電気設備工事では一級の電気工事施工管理に合格した者。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）により水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事では1級建築士の免許を受けた者。
- (4) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事では技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造物及びコンクリート」とするものに限る。）ポンプ設備・除塵設備工事では機械部門。電気設備工事では電気・電子部門若しくは建設部門。電気通信設備工事では電気・電子部門に合格した者。

1-1-32 臨機の措置

1. 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-33 創意工夫

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価出来る項目に関する事項について、工事完成時までに監督職員の指示する所定の様式により、監督職員へ提出する事が出来る。

第2節 関連工事の調整

1-2-1 請負者相互の協力

請負者は、契約書の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第3節 下請負人の通知

1-3-1 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が、沖縄県農林水産部の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

第4節 特許権等の使用

1-4-1 特許権等

1. 請負者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。
また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
2. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）」に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

第5節 監督職員

1-5-1 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で、監督職員が請負者に対し口頭による指示等を行った場合には、請負者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-5-2 現場技術員

請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が示された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会をする場合には、その業務に協力しなければならない。
また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
ただし、現場技術員は、契約書に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。
- (2) 監督職員から請負者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。
この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同様に取り扱いなければならない。
- (3) 監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う報告、又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

第6節 履行報告ほか

1-6-1 履行報告

請負者は、契約書の規定にもとづき、履行状況を所定の様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-6-2 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故報告書」を所定の様式により作成し、監督職員指示する期日までに、提出しなければならない。

1-6-3 施工体制台帳

1. 請負者は、請負者は、工事を施行するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第1項に基づき、その写しを発注者に提出しなければならないが、これに監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び専任する専門技術者の顔写真、生年月日を追記するものとする。
2. 請負者は、建設業法第24条の7第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第3項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は、発注者から本条1により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。

第7節 工事関係者に関する措置請求

1-7-1 使用人等の管理

1. 請負者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第8節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

1-8-1 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、発注者が自ら又は発注者が設計図書で指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共工事労務費調査又は機械設備労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した請負者の事業所を発注者が事前に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の責務を負う旨を定めなければならない。
3. 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。

1-8-2 規格値

品質及び出来形の規格値は、共通仕様書及び設計図書に定めるもののほか、施設機械工事等施工管理基準によるものとする。

第1章 総 則

1-8-3 工事材料の品質

1. 契約書に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するもの又は監督職員がこれと同等以上の品質を有すると認めたものをいう。
2. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任と費用負担において整備、保管し、監督職員から請求のあった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、設計図書において事前に監督職員の検査（確認を含む）を受けるものと提示された材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。
3. 請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料についてJIS 又は設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。
4. 請負者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。
5. 請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（又は確認）を受けなければならない。
6. 請負者は、表1-8-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

表1-8-1 監督職員の確認を受ける工事材料

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和剤	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品 一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート 矢板	JIS 製品以外
塗 料	塗料一般	
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

第9節 支給材料及び貸与品ほか

1-9-1 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備付け、常にその残数量を明らかにしておかななければならない。
2. 請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）

に支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

3. 請負者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料請求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。
4. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡し場所からの積み込み、荷卸しを含む運搬に係る費用と責任は、請負者の負担とする。
5. 請負者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。
 なお、工事中における機械器具の運転、修理、管理は、請負者の責任において実施しなければならない。
 また、請負者の不注意により、機械器具に故障、破損が生じた場合、請負者の責任において復旧しなければならない。
6. 請負者は、機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で、返却しなければならない。なお、工事終了後であっても、請負者に起因する故障、破損が見つかった場合、請負者の負担により修理しなければならない。
7. 請負者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」について、監督職員の指示に従わなければならない。
 なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
 また、返還に要する費用は、請負者の負担とする。
8. 請負者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
9. 請負者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
10. 支給材料及び貸与物件の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
11. その他については、契約書第15条の規定によるものとする。

1-9-2 工事現場発生品

請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生材報告書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引渡さなければならない。

1-9-3 建設副産物

1. 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の発生材料を工事に用いる場合は設計図書によるものとするが設計図書に示されていない場合には、本設工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあつては監督職員の承諾を得なければならない。
2. 請負者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 請負者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生